

岩手県告示第 744 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成 18 年 6 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 変更に係る農業振興地域の名称 盛岡地域
- (2) 変更に係る区域 別図のとおり。
- 2(1) 変更に係る農業振興地域の名称 矢巾地域
- (2) 変更に係る区域 別図のとおり。

備考 「別図」は、省略し、変更後の図面は、岩手県農林水産部農業振興課及び盛岡地方振興局農政部並びに盛岡市役所並びに矢巾町役場に備えておいて縦覧に供する。